

答 申 第 3 0 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 3 4 号

平成 2 9 年 9 月 2 8 日付け（第 1 8 1 - 2 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第34号

答申番号：答申第30号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年9月14日付けで「第70-1号」の「●●は、同意のサインである署名を偽造することは、ありえないことであると主張する。高崎市長の調査報告依頼に対する報告書では、担当の栄養士がフロアの椅子で説明し、同意のサインをもらっていることを報告している。」という記載に関して、「①監査委員が、●●の条例違反の主張を庇う理由の分かる情報」「②栄養士が同意のサインをもらうことは、条例違反なのか、あるいは、条例違反ではないのかが分かる情報」という2項目の内容を記載した行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月28日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分のうち「②栄養士が同意のサインをもらうことは、条例違反なのか、あるいは、条例違反ではないのかが分かる情報」に係る行政文書不存在通知処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、請求人が求めた情報は、高崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例（高崎市条例第45号。以下「老健施設条例」という。）に規定されている。老健施設条例第16条第7項の記載のとおり同意のサインをもらうことができるのは、計画担当介護支援専門員のみであり、栄養士が同意のサインをもらう行為は条例違反である。本件処分は、存在する対象文書を不存在処分とした違法なものであり、実施機関は本件情報を取得し、直ちに公開すべきであると主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年3月29日及び同年12月20日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 第70-1号は、請求人が平成28年4月11日付けで提出した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に関し、実施機関が作成し、請求人にあて送付した「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」である。

本件住民監査請求は、請求人の母が介護老人保健施設等へ入所した際、介護保険法で定める施設サービス計画等を作成する時期が遅れ施設サービス計画等がない状態でサービスを提供された期間が存在し、又は作成されず、作成して

も入所者への文書による同意及びその交付をせずにサービスを提供したにも関わらず、当該入所施設が高崎市から施設介護サービス費等の支払いを受けたことは、介護保険法が定める「偽りその他不正の行為」により支払いを受けたものであるから、高崎市は当該施設に対し介護報酬の返還と加算金の徴収を請求すべきところ、これを怠っているとして、高崎市に対して当該入所施設へ介護報酬の返還と加算金の徴収を請求することを求めたものである。

請求人は、本件住民監査請求において、栄養マネジメント加算に係る栄養ケア計画書の利用者家族同意署名欄に記載された請求人の署名について、請求人本人が署名したものではなく偽造されたものだと主張している。

(2) 請求人は、「栄養士が同意のサインをもらうことは、条例違反なのか、あるいは、条例違反ではないのかが分かる情報」について記載された行政文書の公開を請求しているが、本件審査請求に関し実施機関において関係する事務は、本件住民監査請求のみである。

(3) 住民監査請求に係る事務において、実施機関は請求に関する様々な事項を調査するが、その全てを監査の結果に記載するわけではなく、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する。同様にその他の行政文書に記録するかどうかも実施機関が判断する事柄である。したがって、監査の決定にあたり判断を要しないものについて、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録しなかったとしても不自然な点はない。

(4) 請求人は、審査請求書及び意見書で、老健施設条例第16条第7項に本件請求に係る情報が記載されていると述べているが、老健施設条例は実施機関の所管する条例ではない。よって、実施機関が当該条例に関し、行政文書公開請求に係る決定を行うことは適当ではない。

なお、老健施設条例の当該条項は、施設サービス計画の原案について規定したものである。本件請求に係る第70-1号の「同意のサイン」に関する記載は、栄養マネジメント加算に係る栄養ケア計画書についてのものであり、施設サービス計画とは別のものである。請求人は、施設サービス計画と栄養ケア計画を混同しているが、老健施設条例には、栄養マネジメント加算及び当該加算の成立要件である栄養ケア計画について規定した条項はない。

(5) 実施機関は、本件住民監査請求に係る監査の際には、本件請求に係る情報を必要とせず、本件行政文書を作成及び取得していないため、行政文書不存在と決定したものである。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 本件行政文書について

実施機関は、実施機関における本件請求に係る事務は、本件住民監査請求のみであったため、本件行政文書を本件住民監査請求の事務遂行に係る行政文書と特定し、本件処分を行ったとしている。

一方、請求人は、老健施設条例に本件請求に係る情報が記載されていると主張している。

(2) 本件処分について

実施機関は、(1)で特定した本件行政文書について、住民監査請求に係る監査の過程では様々な事項を調査するが、監査の決定にあたり判断を要しないものについては、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録していない。本件住民監査請求に係る決定を行うにあたり本件請求に係る情報を必要としなかったため、文書を作成及び取得しておらず、行政文書不存在と決定したと主張している。よって、本件請求に係る情報が、本件住民監査請求の事務遂行に係る行政文書として、作成し又は取得されたか否かを検討する。

ア 第70-1号について

監査の結果である第70-1号には、本件住民監査請求に係る主な法令等の関連条項を掲載しているが、当該記載の中に本件行政文書に該当する記載は認められない。

イ その他の行政文書について

審査会は、実施機関に対して条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認したが、特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) 老健施設条例について

請求人は、老健施設条例に本件請求に係る情報が記載されていると主張するが、老健施設条例を所管する部署は市長部局であることから、実施機関が当該条例に関し、行政文書公開請求に係る決定を行うことは適当とは言えない。

(4) 介護保険報酬に係る栄養マネジメント加算については、厚生省告示及び厚生労働省告示に基づき運用されているものであり、高崎市の条例に栄養マネジメント加算について規定する条項は存在しない。

(5) したがって、本件行政文書を実施機関は作成及び取得しておらず、実施機関に当該文書は存在しないという、実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関及び当審査会に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年12月20日	調査、審議
平成31年 2月21日	答申調整
平成31年 3月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行